



未来に伝えよう 文化財

～文化財行政のあらまし～

文化庁

文化財とは何か

「文化財」の種類

文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。

社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、そのほか芸能や工芸技術のような「技術（わざ）」、伝統的行事や祭り、あるいは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並みなども文化財に含まれます。

文化財保護法では、これらの文化財を、次のように分類しています。

■有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書などで歴史上又は芸術上価値の高いものや、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料を有形文化財と呼びます。

このうち、「建造物」以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

■無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを無形文化財と呼びます。「わざ」を体得した個人又は団体によって体现されるものです。

■民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術やこれらに用いられる衣服、器具、家屋などで生活の推移の理解のため欠くことのできないものを民俗文化財と呼びます。

■記念物 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で歴史上又は学術上価値の高いものや、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で芸術上又は観賞上価値が高

いもの、さらには、動物、植物、地質鉱物で学術上価値が高いものを記念物と呼びます。

■文化的景観 地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活や生業の理解のため欠くことのできないものを文化的景観と呼びます。

■伝統的建造物群 周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群で価値の高いものを、伝統的建造物群と呼びます。

これらの文化財のうち、重要なものを重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等として国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。

また、重要文化財のうち特に価値の高いものを国宝に、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定しています。

そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的な技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。

国指定等文化財の件数

令和5年7月1日現在

指定 国宝・重要文化財		国宝	重要文化財
美術工芸品	絵画	166件	2,053件
	彫刻	140件	2,732件
	工芸品	254件	2,475件
	書跡・典籍	232件	1,929件
	古文書	62件	789件
	考古資料	49件	660件
	歴史資料	3件	234件
	計	906件	10,872件
建造物	294棟 230件	5,373棟 2,557件	
合計	1,136件	13,429件	

注 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む

指定 史跡名勝天然記念物			
特別史跡	63件	史跡	1,888件
特別名勝	36件	名勝	427件
特別天然記念物	75件	天然記念物	1,038件
計	174 (164) 件	計	3,353 (3,239) 件

注 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、()内は実指定件数を示す

登録 登録有形文化財(建造物)	13,637件
登録 登録有形民俗文化財	49件
登録 登録記念物	128件
選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	654件

指定 重要無形文化財	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸能	36件	50人	14件	14団体
工芸技術	34件	52人	16件	16団体
合計	70件	102人	30件	30団体

指定 重要有形民俗文化財	226件
--------------	------

指定 重要無形民俗文化財	329件
--------------	------

選定 重要文化的景観	72件
------------	-----

選定 重要伝統的建造物群保存地区	126地区
------------------	-------

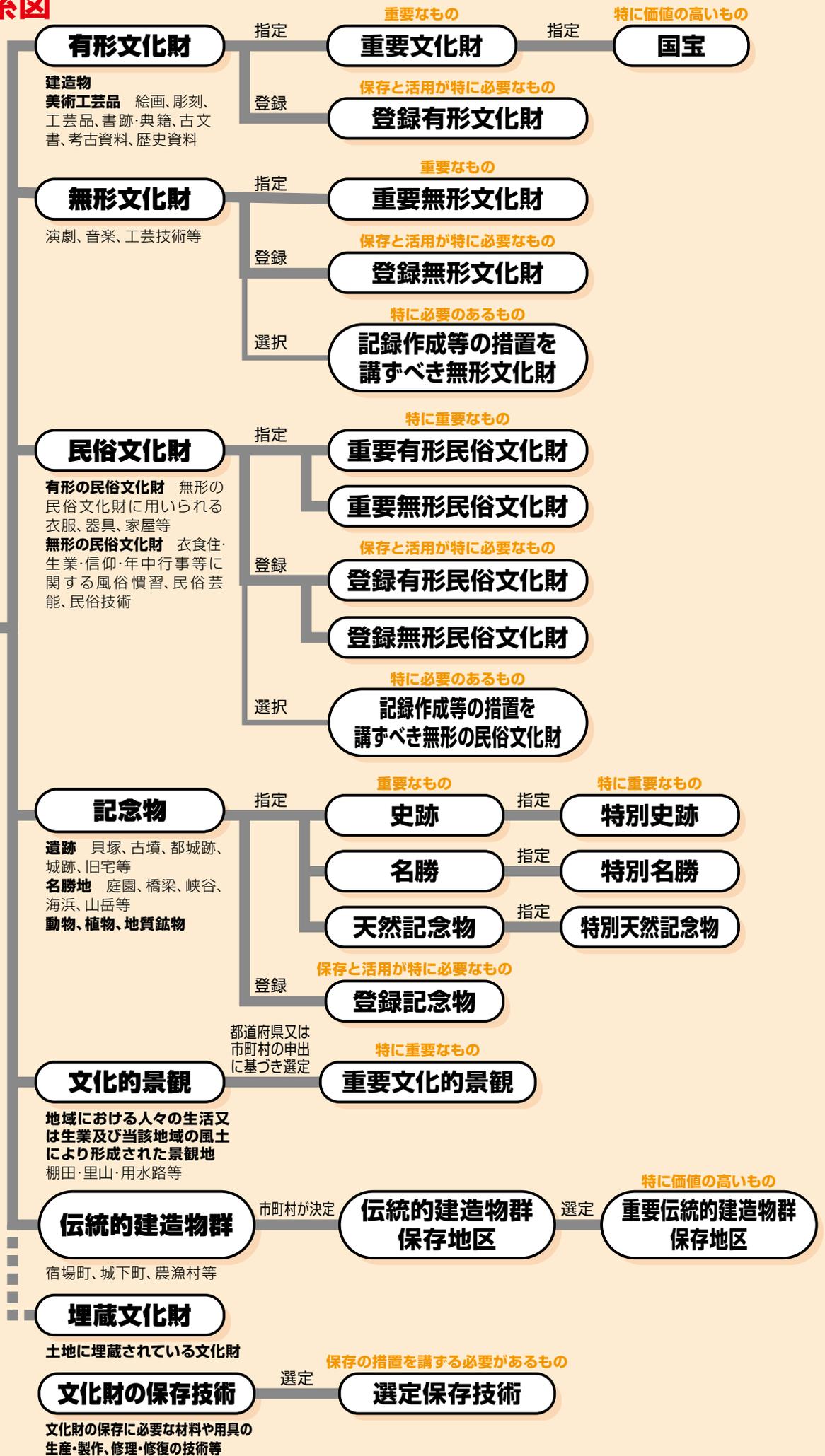
選定 選定保存技術			
保持者		保存団体	
51件	61人	40件	42団体 (36団体)

注 保存団体には重複認定があり、()内は実団体数を示す

登録 登録有形文化財(美術工芸品)	17件
登録 登録無形文化財	4件
登録 登録無形民俗文化財	4件
選択 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	91件

文化財の体系図

文化財



の変遷

制度の拡充が随時行われてきました。

文化財保護法は、昭和24年(1949)の法隆寺金堂壁画の焼損を契機に、日本最初の文化財保護のための統括的法律として制定されました。従来の「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」、「史蹟名勝天然紀念物保存法」等を統合するとともに、その制度の拡充が図られました。これまで、社会の変化に伴って随時改正が行われており、文化財保護法は、昨今の社会情勢から、年々その重要性が増してきています。

昭和25年

文化財保護法の制定

文化財保護委員会の設置

国の指定制度の改正
(国宝・重要文化財の2段階区分)等

無形文化財及び埋蔵文化財の保護制度の創設

昭和29年改正

無形文化財に関する保護制度の充実

埋蔵文化財に関する保護制度の充実

民俗資料に関する保護制度の充実

昭和43年改正

文化財保護審議会の設置

文化庁の発定

昭和50年改正

埋蔵文化財に関する制度の整備

国の機関等による遺跡発見の場合の特別制度の創設や工事中の遺跡発見の場合の保護制度の整備等

明治4年 太政官布告・古器旧物保存方

明治30年 古社寺保存法

大正8年 史蹟名勝天然紀念物保存法

昭和4年 国宝保存法

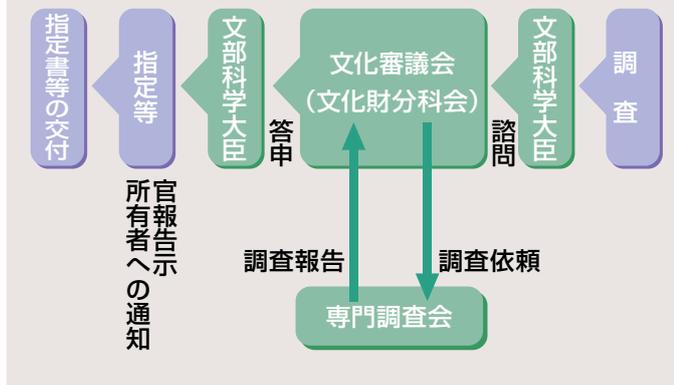
昭和8年 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

国の文化財の保護のしくみと取組

定等

定・登録は、文部科学大臣がし、その答申を受けて行われ

文化財の指定・選定・登録を受けるまで



「文化財」はこのようにして保存・活用されています。

文化財保護法に基づいて分類された文化財は、その分野に最も適した方法で守られています。



国宝 専修寺如来堂・御影堂(三重県津市)
(写真提供:専修寺)

文化財保護法

平成8年改正

民俗文化財の保護制度の充実

伝統的建造物群保存地区制度の創設

文化財の保存技術の保護制度の創設

民俗資料を民俗文化財に改め、重要民俗資料を重要有形民俗文化財とするとともに重要無形民俗文化財の指定制度を創設
伝統的建造物群及びこれと一体を成してその価値を形成している環境を保存するための制度の創設
選定保存技術の選定制度の創設

平成11年改正

文化財登録制度の創設

建造物のうち、国・地方公共団体の指定以外の文化財の保存等のための登録制度の創設

都道府県・指定都市等への権限委譲等
文化審議会への改革

平成16年改正

文化的景観の保護制度の創設

民俗文化財の保護範囲の拡大

文化財登録制度の拡充

重要文化的景観の選定制度の創設
民俗文化財を保護対象化
建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも登録制度を拡充

平成30年改正

文化財の保存・活用のための計画制度の創設

多様な担い手の参画に向けた体制整備

文化財の保存と活用にかかる都道府県の大綱、市町村の地域計画の認定制度創出
保存活用計画の認定制度創出
文化財保存活用支援団体の指定制度の創出
管理責任者制度の選任要件緩和

文化財保護行政の
首長部局への移管可能

令和3年改正

文化財登録制度の拡充

地方登録制度の創設

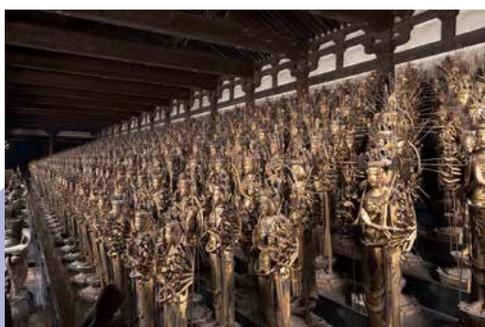
無形文化財及び無形民俗文化財にも登録制度を拡充
地方公共団体による文化財の登録制度の創設

活用

- 所有者、市町村への文化財公開の指示、命令・勧告、補助
- 博物館・劇場等の公開施設、文化財研究所の設置と運営



東之宮古墳 (写真提供: 愛知県)



国宝 木造千手観音立像 (蓮華王院本堂安置)
(写真提供: 宗教法人 妙法院)

保存

- 所有者、市町村への管理・修理の指導、補助
- 文化財である土地・建物の公有化に対する市町村への補助
- 現状変更等の規制、輸出制限
- 課税上の特例措置の設定
- 必要な記録作成とその周知
- 環境保全

指

文化財の指定・選文化審議会に諮問
ます。

・活用の例

国宝・重要文化財（建造物）

姫路城大天守ほか

文化財建造物の活用においては建物を鑑賞するだけではなく、観光や地域活動の拠点としての積極的な活用が望まれています。文化財としての価値を活かしつつ活用を進めるために、保存活用計画を策定して公開活用の方針を定め、整備を行う取り組みが広がってきています。

兵庫県姫路市の中心部に所在する姫路城は、白鷺城とも称され、大天守をはじめとする82棟の建造物が国宝・重要文化財に、中曲輪の一部を除いた区域が特別史跡に指定され、中曲輪と周辺地域を含めた区域が世界遺産（文化遺産）に登録されています。

姫路城は、大正元年（1912）以降、一般に公開されてきましたが、平成27年（2015）に完了した大天守保存修理工事と並行して建造物の保存活用計画を策定し、これまでの展示内容を見直した、新たな公開活用整備を行いました。大天守の木構造がよく見えるよう既存の展示ケースなどを撤去すると共に、城内の説明版の内容充実・デザイン統一を図った再整備のほか、AR技術を用いた解説アプリの整備も行いました。その後も、本多家・酒井家時代の衣装復原や体験型展示の整備など、これまで未公開であった部分なども利用しながら、解説展示の充実を図っています。今後も、保存と活用の両輪を連動させ、姫路城の魅力の後世に引継いでいくことが期待されます。



大天守内展示状況



AR解説アプリイメージ（写真提供：姫路市）

記念物（史跡）

葦山反射炉

史跡等では、文化財の価値を確実に維持した上で、その歴史・文化・自然に対する理解を深めることが現場でできるように、さまざまな手法によって整備を図っています。

静岡県伊豆の国市にある葦山反射炉は、江戸幕府により築造が決定され、江川英龍（坦庵）らによって安政4年（1857）に竣工したもので、鉄製カノン砲や青銅製野戦砲の製造が行われた反射炉です。稼働した反射炉としては国内唯一の現存例として、大正11年（1922）に国の史跡に指定され、以後複数回の修理を経て今日まで受け継がれてきました。

近年、再び煉瓦の劣化が目立ったことから、市は平成23年（2011）に有識者会議を設置し、修理工法の検討を進め令和3年（2021）末までに修理工事を完了しました。既存の煉瓦を最大限残しつつ、一つ一つの煉瓦の劣化深度調査に応じて、新品に交換するもの、表面に煉瓦を張り付けるもの、漆喰で埋めるものの3通りに分類して、真实性を担保した保存修理としたのが特徴です。

また、隣接地に建設したガイダンス施設では、大型スクリーンにて、かつての建造風景、坦庵公の物語、遺構の変遷等の映像をプロジェクトシオンマッピングと演出照明を併用して紹介しています。

保存を確実にしながらも、新たな形での情報発信を図る整備事例であり、地域のボランティアガイドの主體的な参加によって、今後のさらなる地域貢献が期待できます。



反射炉の煉瓦修理作業



ガイダンス施設で往時の様子を解説

重要有形民俗文化財

岸見の石風呂

山口県山口市徳地字岸見に位置する「岸見の石風呂」は、鎌倉時代に重源上人が創設したと伝えられるもので、石積みの中室の中で柴木を燃やして石を熱し、灰を掻き出して濡れむしろを敷いて熱気浴をするものです。本石風呂では、毎年七月上旬に重源上人の命日を石風呂開山忌として石風呂を焚き、また、入浴の前に控えの和室に祀られた重源上人の像にお参りする、という風習が残っています。

現在は山口市の施設となっており、地元の岸見石風呂保存会に維持管理をお願いしています。これまででは、同保存会が事前の予約を受けて不定期に焚くのみでしたが、焚くことが維持管理にも有効であると考え、定期的な風呂焚きを実施することとしました。平成30年（2018）9月から、毎月一回焚くよう保存会に委託し、体験会としてHP等で周知を図っています。

毎回十数名の参加者があり、徐々に県外を含め他地域からの参加者も増えているので、このまま定着、発展することを期待しています。今後、必要なメンテナンスデータの収集なども行いながら、安全かつ継続的な活用を図り、文化財保護意識の向上につなげていきたいと考えます。



重要有形民俗文化財 岸見の石風呂

文化財の保存

重要文化財（美術工芸品）

地域ゆかりの文化資産を活用した 展覧会支援事業

文化庁では、国宝・重要文化財等の貴重な文化財の保存を行い、また展覧会などによる鑑賞機会の拡大を図り、文化財の活用のための取り組みを行っています。

その取り組みとして、地方博物館が、文化庁・国立館・三の丸尚蔵館等の有する当該地域にゆかりのある文化資産の貸与を受け、実施する展示会の支援を行っています。

地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会事業では、地域の歴史・文化・風土を魅力的に展示・解説する地方博物館の取り組みを支援することで、訪日外国人観光客の増加や消費の拡大、満足度の向上を促し、地域活性化の好循環の創出を図っています。

文化庁では、今後も貴重な文化財を国内外の展覧会で積極的に公開していく予定です。



神奈川県立歴史博物館 展示風景



松江歴史館 展示風景

重要無形文化財（芸能）

組踊特別鑑賞会

文化庁では、能楽や人形浄瑠璃文楽、歌舞伎など重要無形文化財に指定された伝統芸能について、実演家団体等の実施する伝承者養成事業等に補助を行っています。また、伝統芸能は観客があつてこそ将来への確実な継承が図られることから、伝統芸能の鑑賞機会を充実させ、その魅力を多くの人々に伝えることを目的とする公開事業に対しても支援をしています。

重要無形文化財「組踊」は、沖縄県に伝わる歌舞劇です。琉球王国時代の音楽や舞踊、工芸技術等の集大成ともいえ、芸術上・芸能史上重要な価値を有する伝統芸能ですが、沖縄県外ではほとんど知られていない状況がありました。そこで、平成7年度（1995）から保持者の団体である伝統組踊保存会と沖縄県教育委員会は、毎年、沖縄県外の6地域で組踊を公開する組踊特別鑑賞会を実施しています。工夫のこらされた解説とともに組踊を鑑賞できる貴重な機会となっています。



(写真提供：一般社団法人伝統組踊保存会)

重要無形文化財（工芸技術）

首都圏伝統工芸技術 作品展等開催事業

生活様式の変容、少子・高齢化といった社会構造の変化により、無形文化財（工芸技術）の後継者不足が深刻化しており、その確保・養成のため、伝統的な工芸技術の新たな発信の機会を設けることが望まれています。

このような状況を踏まえ、伝統的な工芸技術についての様々な催し物等をアクセスしやすい首都圏の会場で開催することによって、近隣住民のみならず観光客（訪日外国人を含む）やその他の国民各層に向けて幅広く広報を行い、我が国の独自性豊かな文化の発信と理解・普及を目的に、「首都圏伝統工芸技術作品展等開催事業」を実施しています。

本事業では、従来にとらわれない新たな切り口からの発信を行っており、インスタレーションを用いた展示や重要無形文化財保持者による実演企画を実施したほか、関連動画のSNS掲載を通じ、単発のイベントに終始するのではなく、国内外への発信も視野に入れた多角的な広報展開を目指しています。



R3展示作品
「四代 田辺竹雲斎 Connection 一無限一」
(写真提供：(株)三越伊勢丹)



R4会場の様子 (写真提供：(株)クオリアート)

文化財情報の発信



文化遺産オンライン(トップページ画像)
<https://bunka.nii.ac.jp/>

「文化遺産オンライン」は、多くの美術館・博物館や地方自治体等の協力を得て、指定・未指定を問わず文化遺産の検索・閲覧ができるサイトです。多様な文化遺産に関する情報の集約化を進め、我が国の文化遺産の総覧を目指しています。

文化遺産オンラインには、文化遺産の写真を見ることが出来る「ギャラリー」と、全ての文化遺産の情報を検索できる「文化遺産データベース」があります。「ギャラリー」では、文化遺産を時代や分野ごとに関連できるほか、連想検索で特定の文化遺産と関連がある文化遺産を調べたり、時代区分や地域から検索・表示を行ったりすることができます。また「文化遺産データベース」では、文化遺産の所蔵館による検索や解説文も含めた全文検索も行いことができます。

その他「世界遺産と無形文化遺産」、「動画で見る無形の文化財」などのコンテンツも掲載しています。

文化遺産オンライン

文化財の防火・防災対策



国宝 松江城天守 耐震補強

文化庁では、ノートルダム大聖堂、首里城跡の火災を受け、文化財の防火対策に関するガイドラインを作成するとともに、世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画を策定しました。本計画を踏まえ、文化財の保全と見学者の安全を確保する観点から、世界遺産、国宝の建造物及び国宝、重要文化財の美術工芸品を保管する博物館等の防火対策に係る防災施設の整備に対し、重点的に補助を行っています。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年(2020)12月11日閣議決定)に文化財の防火対策及び耐震対策が盛り込まれ、文化財を災害から守るために欠かせない防災施設の整備等について加速化して取り組んでいます。

文化財防災施設の整備



第66回文化財防火デー防火訓練

(姫路城)

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日(昭和24年)に当たるので、その日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災、その他災害から守るため、文化庁、消防庁、都道府県・市町村教育委員会、消防署、文化財所有者、地域の住民等が連携・協力して、毎年全国各地で文化財防火運動を展開しています。

令和2年1月26日の第66回文化財防火デーでは、兵庫県姫路市の姫路城で、文化庁長官と消防庁長官が出席する中、姫路市消防局、姫路東消防団、姫路城自営消防隊などが参加し、大規模な訓練が行われました。

文化財防火デー

(毎年1月26日)

地方公共団体の文化財保護の取組

文化財保護条例の制定、 条例に基づく文化財指定・登録

国と同様に地方公共団体でも、より身近な地域の文化財を保護するために、文化財保護法に基づき文化財保護条例を制定し、地域内の文化財を指定・登録等しています。そして、これら文化財の管理・修理公開等に要する経費について補助を行い、地域の文化財の保存と活用を図っています。

また、都道府県教育委員会には文化財保護指導委員が置かれ、文化財の巡視や文化財所有者等に対する文化財保護に関する指導・助言等を行っています。



猿投灰釉手付長頸瓶
(写真提供：愛知県)

伝統的建造物群保存地区の 保存と活用

昭和50年(1975)、地域の歴史や文化を伝える集落や町並みを保存するため、伝統的建造物群保存地区制度が創設されました。この制度は、市町村が保存地区や保存活用計画を定めます。

国により重要伝統的建造物群保存地区に選定されると、市町村が主体となって行う整備事業等について、国や都道府県の技術的・財政的支援を受けることができます。市町村により個性豊かな歴史的集落・町並みの保存が進められています。



南越前町今宿伝統的建造物群保存地区
(写真提供：南越前町教育委員会)

文化的景観の保存と活用

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地である文化的景観を保存するために、地方公共団体が調査を行い、保存活用計画を策定します。

国により重要文化的景観に選定されると、地方公共団体が主体となって行う整備事業等について、国の技術的・財政的支援を受けることができます。地方公共団体により地域の生活・生業に根ざした景観を護り、次世代へ受け継ぐ取組が進められています。



緒方川と緒方盆地の農村景観
(写真提供：大分県豊後大野市)

埋蔵文化財の保存と活用

全国各地にはかけがえのない地域の歴史を伝える埋蔵文化財が豊富に残っています。各都道府県・市町村には、開発事業と保存調整、発掘調査の実施、遺跡の保存と活用等のために、約5500人の専門職員が配置されています。各地方公共団体では、保存された遺跡の整備、発掘調査で出土した土器等の公開、明らかになった地域の歴史や文化の普及等とおして、埋蔵文化財を活かした地域づくり・ひとづくりにも取り組んでいます。



南種子町広田遺跡での活用イベント

文化財の総合的な保存・活用 とまちづくり

文化庁は、市町村における文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」の認定を行っています。地域計画作成のための支援、並びに同計画に基づき実施される文化財を中核とする観光拠点づくりなどへの支援を行っています。また、国土交通省、農林水産省と連携して「歴史的風致維持向上計画」の認定を行っており、計画が認定された地域は、歴史的風致をいかしたまちづくりに関する重点的な支援を受けることができます。



文化財保存活用地域計画研修会のワークショップの様子
(於：長崎県平戸市)

地域文化財総合活用推進事業

近年、日本各地の「たから」である多様で豊かな文化遺産について、適切な保存・継承の必要性とともに地域活性化に資する役割が再認識され、その積極的な活用が期待されています。

「地域文化財総合活用推進事業」では、地方公共団体が策定する計画に基づき、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組に対して支援を行い、文化振興とともに地域活性化を推進しています。



民俗芸能大会の様子
(写真提供：兵庫県教育委員会)

世界の文化財へ

	記載物件名	所在地	記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
2	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
4	白神山	青森県、秋田県	平成5年	自然
5	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	平成6年	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	平成7年	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
8	厳島神社	広島県	平成8年	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	平成16年	文化
13	知床	北海道	平成17年	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	鳥根県	平成19年	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
16	平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年	文化
17	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成25年	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、鹿児島県、山口 県、岩手県、静岡県	平成27年	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 —近代建築運動への顕著な貢献—	東京都(国立西洋美術館 他6ヶ国)	平成28年	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	平成30年	文化
23	百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—	大阪府	令和元年	文化
24	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県、沖縄県	令和3年	自然
25	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道、青森県、秋田県、 岩手県	令和3年	文化

世界遺産

人類の貴重な遺産の継承をめざして

昭和47年(1972)、ユネスコ総会で「世界遺産条約」が採択されました。これは、顕著な普遍的価値を有する文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷や破壊等の脅威から保護するため、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とするものです。

現在、1157件が世界遺産一覧表に記載されており、我が国からは、20件の文化遺産、5件の自然遺産が記載されています(令和5年7月現在)。



日本の文化財を



ル・コルビュジェの建築作品
—近代建築運動への顕著な貢献—
(写真提供: 国立西洋美術館)



石見銀山遺跡とその文化的景観
(写真提供: 島根県)



厳島神社
(写真提供: 厳島神社)



法隆寺地域の仏教建造物



「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群



平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群
(写真提供: 岩手県文化振興課)



古都奈良の文化財
(写真提供: 奈良文化財研究所)



姫路城
(写真提供: 姫路市教育委員会)



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
(撮影: 池田勉)



富士山—信仰の対象と芸術の源泉



日光の社寺
(写真提供: 栃木県)



古都京都の文化財
(写真提供: 京都市教育委員会)



百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—
(写真提供: 堺市)



富岡製糸場と絹産業遺産群
(写真提供: 富岡市)



琉球王国のグスク及び関連遺産群



白川郷・五箇山の合掌造り集落
(写真提供: 白川村教育委員会)



北海道・北東北の縄文遺跡群
(写真提供: 縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会)



明治日本の産業革命遺産
製鉄・製鋼、造船、石炭産業
(写真提供: 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会)



紀伊山地の霊場と参詣道



原爆ドーム

無形文化遺産

「無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」は、平成15年（2003）10月のユネスコ総会において採択され、平成18年（2006）4月に発効しました。我が国は、平成16年（2004）6月に世界3番目の締約国になりました。

令和5年7月現在の締約国は181か国です。

本条約は、締約国に対して、国内の無形文化遺産を特定し、目録を作成するなど、国内において無形文化遺産を保護するための措置を講じることとを求めています。また、無形文化遺産の認知を向上させ、文化間の対話を促進するなどの目的のため、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」などを作成するなどの国際的な保護措置について定めています。

現在、567件が「代表一覧表」に記載されており、我が国からは22件の無形文化遺産が記載されています（令和5年7月現在）。

令和4年11月、モロッコのラバトにて開催された第17回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、我が国提案の「風流踊」が、「代表一覧表」に記載されました。これは平成21年に記載された「チャッキラコ」を拡張し、「風流踊」として計41件の国指定重要無形民俗文化財をグループ化して提案したものです。

発効から15年以上が経過し、この条約の運用の在り方を見直す議論が続けられている中、国内で早い時期から無形文化遺産保護に取り組んできた実績を持つ我が国も、こうした議論に貢献しています。

「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産（22件）

名称	記載年
能楽	平成20年記載
人形浄瑠璃文楽	平成20年記載
歌舞伎	平成20年記載
雅楽	平成21年記載
小千谷縮・越後上布	平成21年記載
奥能登のあえのこと（石川県）	平成21年記載
早池峰神楽（岩手県）	平成21年記載
秋保の田植踊（宮城県）	平成21年記載
大日堂舞楽（秋田県）	平成21年記載
題目立（奈良県）	平成21年記載
アイヌ古式舞踊（北海道）	平成21年記載
組踊	平成22年記載
結城紬	平成22年記載
壬生の花田植（広島県）	平成23年記載
佐陀神能（鳥根県）	平成23年記載
那智の田楽（和歌山県）	平成24年記載
和食：日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
和紙：日本の手漉和紙技術	平成26年記載
山・鉾・屋台行事	平成28年記載
来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年記載
伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術	令和2年記載
風流踊	令和4年記載



チャッキラコ



綾子踊

「風流踊」一覧

都府県	名称	都府県	名称	都府県	名称
岩手県	永井の大念仏剣舞	岐阜県	郡上踊	島根県	津和野弥栄神社の鶯舞
	鬼剣舞		寒水の掛踊		岡山県
秋田県	西馬音内の盆踊	静岡県	静岡県徳山の盆踊	徳島県	
	毛馬内の盆踊		有東木の盆踊		香川県
東京都	小河内の鹿島踊	愛知県	綾渡の夜念仏と盆踊	福岡県	
	新島の大踊	三重県	勝手神社の神事踊		滝宮の念仏踊
	下平井の鳳凰の舞	滋賀県	近江湖南のサンヤレ踊り	長崎県	平戸のジャンガラ
チャッキラコ	近江のケンケト祭り長刀振り		熊本県		大村の沖田踊・黒丸踊
神奈川県	山北のお峰入り	京都府		京都の六斎念仏	大分県
	綾子舞		やすらい花	宮崎県	
新潟県	大の阪	兵庫県	久多の花笠踊		宮崎県
	無生野の大念仏		阿万の風流大踊小踊	宮崎県	
山梨県	跡部の踊り念仏	奈良県	十津川の大踊		
	新野の盆踊				
	和合の念仏踊				

国際協力の推進

人類共通の財産である文化遺産を守るために、外国や国際機関と協力して、研究交流、保存修復協力、専門家の養成、文化財の不法な輸出入等の規制等を実施しています。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立しました。この法律では、我が国の文化遺産国際協力について、国や教育研究機関等の果たすべき責務、関係機関の連携の強化、基本方針等の策定が定められています。これにより、国内の協力体制の構築や関係機関の連携の強化による効果的な文化遺産国際協力の推進が図られています。

文化遺産のための国際協力

紛争や自然災害により被災した文化遺産の緊急支援のための専門家の派遣や、海外の文化遺産保護の拠点となる機関との連携による保存修復事業として文化遺産国際協力拠点交流事業を実施しています。令和4年度は「ウズベキスタンにおける考古遺産の科学的調査に関する技術移転を目的とした拠点交流事業」、「アルメニア共和国における文



アルメニアにおける染織品保存修復研修 (写真提供: 佐賀大学)



ウズベキスタンにおける乾ふりと浮遊選別法実地研修 (写真提供: 奈良文化財研究所)



カイロにおけるファシリテーション指導 (写真提供: 日本建築まちづくり適正支援機構)



東大寺戒壇堂修理現場における現地研修 (写真提供: ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所)

化遺産保護のための人材育成拠点交流事業、「カイロ旧市街の持続可能な保護策のための事業」/住民参加のまちづくり」等を新たに実施しました。アジア太平洋地域の文化遺産保護担当者を対象に実施しているアジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業では、研修等の実施により、文化遺産保護に携わる専門家や若手研究者の人材養成を目的とした国際協力を推進しています。令和4年度は木造建造物の保存と修復をテーマとした集団研修、考古遺跡における三次元記録法をテーマとした個別研修、文化遺産ワークショップ等を開催しました。

また、平成18年には文化遺産国際協力推進するため、国内の政府機関、研究機関、NGOなどが参加した「文化遺産国際協力コンソーシアム」が発足し、文化遺産国際協力コンソーシアム事業として国内各研究機関等のネットワーク構築や情報の収集・提供、調査研究等を継続して実施しています。

文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財の取引を防止し、各国の文化財を

不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。

この法律は、外国の博物館などから盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で定められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年に延長されています。

さらに、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」及び関連2議定書(1954年及び1999年)や「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域(被占領地域)から流出した文化財の輸入が規制されています。また、武力紛争の際に敵対戦闘行為として文化財を破壊又は損壊することや、文化財を軍事目的に利用することなどが罰則の対象となっています。

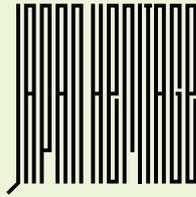
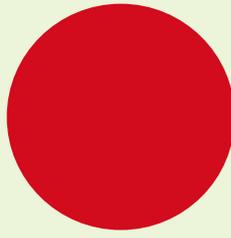
の土地に物語が生まれる。 活用の時代へ！



3 加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡
一人、技、心一



5 海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群
～御食国(みけつくに)若狭と鯖街道～



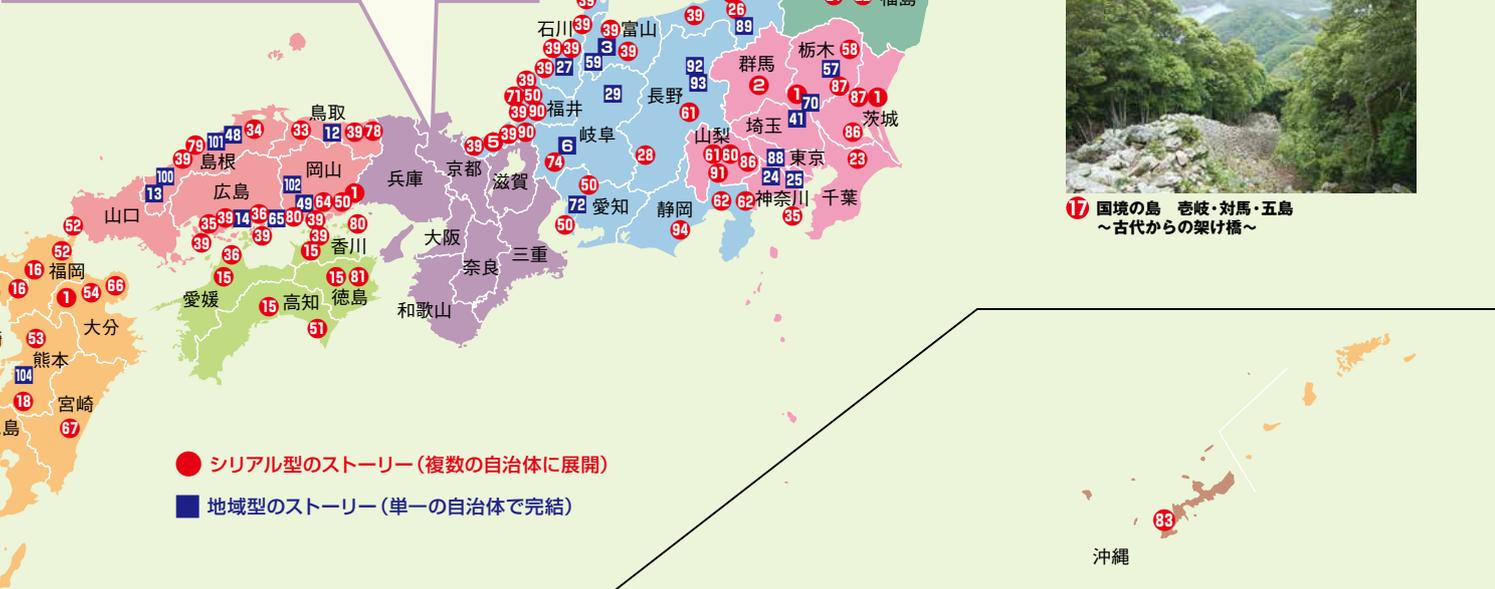
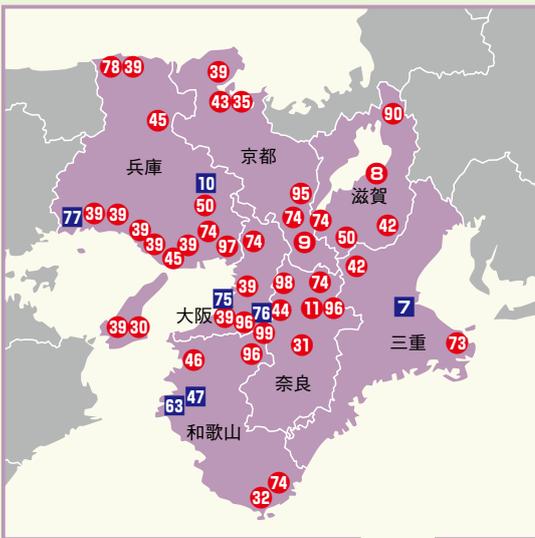
JAPAN HERITAGE

日本遺産

日本遺産の概要

「日本遺産 (Japan Heritage)」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するものです。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となつて総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。(令和3年8月現在)。



11 日本国創成のとき
～飛鳥を翔(かけ)た女性たち～



17 国境の島 彦岐・対馬・五島
～古代からの架け橋～

● シリアル型のストーリー (複数の自治体に展開)

■ 地域型のストーリー (単一の自治体で完結)

歴史の声に耳を傾けるとそ 文化財は保存から

平成29年度認定の日本遺産(17件)

- 38 江差の五月は江戸にもない
—ニシンの繁栄が息づく町—
- 39 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間
～北前船寄港地・船主集落～
- 40 サムライゆかりのシルク
日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ
- 41 和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田
- 42 忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて—
- 43 300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊
- 44 1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」
～竹内街道・横大路(大道)～
- 45 播但貴く、銀の馬車道 鉱石の道
～資源大国日本の記憶をたどる73kmの軌～
- 46 絶景の宝庫 和歌の浦
- 47 「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅
- 48 日が沈む聖地出雲
～神が創り出した地の夕日を巡る～
- 49 一輪の綿花から始まる倉敷物語
～和と洋が織りなす繊維のまち～
- 50 きっと恋する六古栗
—日本生まれ日本育ちのやきもの産地—
- 51 森林鉄道から日本一のゆずロードへ
—ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化—
- 52 関門「ノスタルジック」海峡
～時の停車場、近代化の記憶～
- 53 米作り、二千年にわたる大地の記憶
～菊池川流域「今昔「水稲」物語」～
- 54 やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく～

平成28年度認定の日本遺産(19件)

- 19 政宗が育んだ「伊達」な文化
- 20 自然と信仰が息づく「生まれかわりの旅」～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～
- 21 会津の三十三観音めぐり
～巡礼を通して観た往時の会津の文化～
- 22 未来を拓いた「一本の水路」
—大久保利通「最期の夢」と開拓者の軌跡、郡山・猪苗代—
- 23 「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」—佐倉・成田・佐原・鎌子・百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群—
- 24 江戸庶民の信仰と行楽の地
～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～
- 25 「いざ、鎌倉」
～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～
- 26 「なんだ、コレは!」
信濃川流域の火焔型土器と雪国の文化
- 27 「珠玉と歩む物語」小松
～時の流れの中で磨き上げた石の文化～
- 28 木曾路はすべて山の中～山を守り 山に生きる～
- 29 飛騨匠の技・こころ
—木とともに、今に引き継ぐ1300年—
- 30 「古事記」の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」
～古代国家を支えた海人の営み～
- 31 森に育まれ、森を育んだ人々の暮らしとこころ
～美林連なる造林発祥の地「吉野」～
- 32 鯨とともに生きる
- 33 地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市
- 34 出雲國たたら風土記
～鉄つくり千年が生んだ物語～
- 35 鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴
～日本近代化の躍動を体感できるまち～
- 36 日本最大の海賊の本拠地:芸予諸島
—よみがえる村上海賊「Murakami KAIZOKU」の記憶—
- 37 日本磁器のふるさと 肥前
～百花繚乱のやきもの散歩～

平成27年度認定の日本遺産(18件)

- 1 近世日本の教育遺産群—学び心・礼節の本源—
- 2 かかあ天下—ぐんまの絹物語—
- 3 加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡
—人・技・心—
- 4 灯(あか)り舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～
- 5 海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群
～御食国(みけつくに)若狭と鯖街道～
- 6 「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
- 7 祈る皇女斎王のみやこ 斎宮
- 8 琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産
- 9 日本茶800年の歴史散歩
- 10 丹波篠山 デカンショ節
—民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶—
- 11 日本国創成のとき—飛鳥を翔(かけ)た女性たち—
- 12 六根清浄と六感治癒の地
～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～
- 13 津和野今昔—百景図を歩く～
- 14 尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市
- 15 「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～
- 16 古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～
- 17 国境の島 吉岐・対馬・五島～古代からの架け橋～
- 18 相良700年が生んだ保守と進取の文化
～日本でもっとも豊かな隠れ里—人吉球磨～

令和2年度認定の日本遺産(21件)

- 84 「鮭の聖地」の物語 ～根室海峡—万年の道程～
- 85 「奥南部」漆物語
～安比川流域に受け継がれる伝統技術～
- 86 日本ワイン140年史
～国産ブドウで醸造する和文化的結晶～
- 87 かさましこ ～兄弟産地が紡ぐ「焼き物語」～
- 88 霊気満山 高尾山
—人々の祈りが紡ぐ桑都物語—
- 89 究極の雪国とおかまち
—真説!豪雪地ものがたり—
- 90 海を越えた鉄道
～世界へつながら 鉄路のキセキ～
- 91 甲州の匠の源流・御獄昇仙峡
～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～
- 92 月の都 千曲
—懐捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」—
- 93 レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」
～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～
- 94 日本初「旅ブーム」を起こした弥次さん喜多さん、駿州の旅
～滑稽本と浮世絵が描く東海道旅のガイドブック(道中記)～
- 95 京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水
～舟に乗り、歩いて触れる明治のひととき～
- 96 女性とともに今に息づく女人高野
～時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～
- 97 「伊丹諸白」と「灘の生一本」
下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷
- 98 もう、すべらせない!!
～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～
- 99 「葛城修験」
—里人とともに守り伝える修験道はじまりの地—
- 100 中世日本の傑作 益田を味わう
—地方の時代に輝き再び—
- 101 石見の火山が伝える悠久の歴史
～「縄文の森」「銀の山」と出逢える旅へ～
- 102 「ジャパンレッド」発祥の地
—弁柄と銅の町・備中吹屋—
- 103 砂糖文化を広めた長崎街道 ～シュガーロード～
- 104 八代を創造した石工たちの軌跡
～石工の郷に息づく石造りのレガシー～

令和元年度認定の日本遺産(16件)

- 68 本邦国策を北海道に観よ!
～北の産業革命「炭鉄港」～
- 69 みちのこGOLD浪漫
—黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる—
- 70 里沼(SATO-NUMA)—「祈り」「美り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化—
- 71 400年の歴史の扉を開ける旅—石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・福井—
- 72 江戸時代情緒に触れる絞りの産地
—藍染が風土にゆれる町 有松—
- 73 海女(Ama)に出逢えるまち 鳥羽・志摩
—素潜り漁に生きる女性たち—
- 74 1300年づく日本の終活の旅
～西国三十三所観音巡礼～
- 75 旅行付と一枚の絵図が伝えるまち
—中世日根狂の風景—
- 76 中世に出逢えるまち—千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫—
- 77 「日本第一」の塩を生じたまち 播州赤穂
- 78 日本海の風が生んだ絶景と秘境
幸せを呼び霊動・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」
- 79 神々や鬼たちが躍動する神話の世界
～石見地域で伝承される神楽～
- 80 知ってる!? 悠久の時間が流れる石の島
～海を越え、日本の礎を築いた せとうち備讃諸島～
- 81 藍のふるさと 阿波
～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～
- 82 薩摩の武士が生きた町
～武家屋敷群「麓」を歩く～
- 83 琉球王国時代から連続と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」

平成30年度認定の日本遺産(13件)

- 55 カムイと共に生きる上川アイヌ
～大雪山のふところに伝承される神々の世界～
- 56 山寺が支えた紅花文化
- 57 地下迷宮の秘密を探る旅
～大谷石文化が息づくまち宇都宮～
- 58 明治貴族が描いた未来
～那須野が原開拓浪漫譚～
- 59 宮大工の鑿—丁から生まれた木彫刻美術館・井波
- 60 葡萄畑が織りなす風景
—山梨県峡東地域—
- 61 星降る中部高地の縄文世界
—数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅—
- 62 旅人たちの足跡残る悠久の石畳道
—箱根八里で迎える遠かな江戸の旅路—
- 63 「百世の安堵」
～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～
- 64 「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま
～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～
- 65 瀬戸の夕嵐が包む 国内唯一の近世港町
～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～
- 66 鬼が仏になった里「くににさき」
- 67 古代人のモニュメント
—台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観—



64 「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま
～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～



文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は文化財愛護地域活動の趣旨を国民に普及するため、昭和41年(1966)5月30日の文化財保護法公布記念日に公募したデザインの中から決定したものです。

文 化 庁

(京都庁舎)

京都市上京区下長者町通
新町西入藪之内町85-4
TEL 075-451-4111(代表)

(東京庁舎)

東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111(代表)
URL <https://www.bunka.go.jp>